

令和
6年度

経営所得安定対策等の推進

岡山市地域農業再生協議会



1. はじめに

経営所得安定対策等では、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の自作化を進め、水田のフル活用を図る**水田活用の直接支払交付金**を実施しています。また、担い手農家の経営の安定に資するよう、**ゲタ対策・ナラシ対策**を実施しています。

米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、対策に加入しましょう。

2. お知らせ

(1) 令和6年産主食用米の生産量の目安

区分	岡山市	岡山県	全国
生産量(対前年比)	34,468.410t(100%)	141,238t(100%)	669万t(100%)

※全国：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より 令和5年10月19日 農林水産省公表

※岡山県：国の需給見通しである669万トンペースに岡山県農業再生協議会が算定 令和5年12月22日提示

※岡山市：岡山県農業再生協議会が令和5年産の生産量の目安に対前年度比を用いて算出 令和6年1月4日通知

(2) 農業者別生産の目安率

区分	主食用米	転作作物
目安率	53.0%	47.0%

※岡山県農業再生協議会から提示された岡山市の令和6年産用米単収(541kg/10a)を基に、地域の実情に応じて22地区ごとに単収を設定し、岡山市全体の生産可能数量を算定。(1)で算出された岡山市の生産量の目安/岡山市全体の生産可能数量により目安率を算出。

(3) 交付申請書、営農計画書の最終提出期限

経営所得安定対策等交付金申請書、営農計画書の最終提出期限は以下のとおりです。

これ以降の受付はできませんので申請される方は早めにご提出ください。

【交付申請書、営農計画書最終提出期限】

令和6年6月30日

※営農計画書の内容を必ず確認し、当年の作付内容に間違いがないようにしてください。

※年度途中で作付内容に変更が生じた場合は速やかに協議会へ連絡してください。

現地確認後の作付内容の変更は原則認められません。

(1) 水田活用の直接支払交付金

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

①戦略作物助成 <基幹作のみが対象>

交付対象作物	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米	
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者と出荷・販売契約等を締結し、出荷・販売すること ・数量払いによる助成については、農産物検査機関による検査において合格又は3等以上に格付されたものであり、数量の確認を受けていること 	
交付単価	麦・大豆	35,000円／10a
	飼料作物	35,000円／10a (ただし、多年生牧草で収穫のみを行う場合は10,000円／10a)
	WCS用稲	80,000円／10a
	加工用米	20,000円／10a
	飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円／10a※ (飼料用米の一般品種は55,000～95,000円／10a)

※令和5年度以降の飼料用米(一般品種)への支援について、令和6年度～令和8年度にかけて支援水準を段階的に引き下げる予定となっておりますのでご注意ください。

②畑地化促進助成 **【要望調査が終了しているため現在は申請できません】**

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行います。

◆畑地化支援・定着促進支援 <基幹作のみが対象>

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	140,000円／10a	20,000円／10a×5年間 または 100,000円／10a(一括)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物等)	140,000円／10a	※加工用・業務用野菜等は30,000円／10a

※畑地化支援に係る取組は、申請前年度の作付要件や団地化要件等の要件を満たす必要があります。
 ※畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指します。(地目の変更を求めるものではありません。)
 ※定着促進支援を受けるには畑地化促進支援も受ける必要があります。
 ※畑地化支援は取組後、5年以上継続して高収益作物又は畑作物を作付けする必要があります。

◆子実用とうもろこし支援

対象作物	交付要件	交付単価
子実用とうもろこし	推進計画の策定、利用供給協定等の作成	10,000円／10a

◆畑作物産地形成促進事業 <基幹作のみが対象>

対象作物	交付要件	交付単価
麦・大豆 高収益作物(加工・業務用野菜等) 子実用とうもろこし	<ul style="list-style-type: none"> ・産地・実需協働プランの策定 ・3つ以上の低コスト生産等の取組の実施 	40,000円／10a ※令和6年度に畑地化に取り組む場合、 0.5万円／10aの加算措置あり

◆コメ新市場開拓等促進事業 <基幹作のみが対象>

対象作物	交付要件	交付単価
新市場開拓用米 加工用米 米粉用米(パン・めん用専用品種)	<ul style="list-style-type: none"> ・産地・実需協働プランの策定 ・3つ以上の低コスト生産等の取組の実施 	40,000円／10a 30,000円／10a 90,000円／10a

③産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

◆地域の取組に応じた国からの追加配分枠

対象作物	交付要件	交付単価
①そば、なたね ②新市場開拓用米 ③地力増進作物	①実需者等と販売契約を締結し、当該年度の販売実績があるもの ②新規需要米取組計画書を中国四国農政局に提出し、認定を受けていること ③有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組	20,000円／10a
新市場開拓用米の 複数年契約助成	新規需要米取組計画書を中国四国農政局に提出し、認定を受けること	10,000円／10a

◆岡山市で振興するもの

対象作物	交付要件	予定交付単価(上限)
指定産地等野菜作付助成 ・葉茎菜類 キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、 玉ねぎ、白菜、カリフラワー、ブロッコリー ・果菜類 きゅうり、なす、ピーマン、かぼちゃ ・根菜類 だいこん、にんじん、れんこん	基幹作のみ 当該年度の販売実績があるもの	16,000円／10a
地域重点作物作付助成 ・野菜類 いちご、アスパラガス、みずな、 こまつな、えんどう、やまのいも ・果樹類(新植から3年限定) もも、ぶどう、レモン ・花き類 菊、ブプレウラム、しきみ ・加工用青刈り稲(前年度実績がある方のみ)	基幹作のみ 当該年度の販売実績があるもの	15,000円／10a
二毛作助成 ・対象作物 麦、大豆、飼料作物、加工用米、新市場開拓用米 ・対象となる組み合わせ 主食用米と対象作物又は戦略作物助成と対象作物	左欄のいずれかの二毛作 当該年度の販売実績があるもの	10,000円～ 15,000円／10a
大規模農家助成 麦(作付面積が1ha以上) 大豆(作付面積が1ha以上)	基幹作・二毛作 戦略作物助成の交付要件を満たしていること	2,000円／10a

※ビジョンの見直しに伴い、取組人数が少なかった地産地消作物助成(上限7,000円／10a)は廃止となりました。

◆岡山県で振興するもの(国の予算配分で減額される可能性があります)

対象作物	要件等	予定交付単価
飼料用米 (作付面積が1ha以上)	「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農」、「人・農地プランに位置付けられた地域の中心体となる経営体」のいずれかであること	4,000円～7,500円／10a (目安)
耕畜連携助成	下記のいずれかに取り組んでいること ①わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用 (生産向上の取組が必要) ②粗飼料生産水田での放牧 ③粗飼料生産水田への堆肥の散布(資源循環)	6,500円／10a (目安)

④都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限5,000円/10a)を国が追加的に支援します。

事業名	高収益作物導入支援事業
交付対象者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農
交付対象作物	高収益作物(野菜、果樹、花き)、飼料作物、WCS用稲
交付単価	作付拡大面積当たり5,000円/10a(上限)
交付要件	対象年度において、助成対象者単位で本年産の対象作物の作付面積が前年産から10a以上拡大すること

※高収益作物(野菜、果樹、花き)は、助成対象年度の地域水田収益力強化ビジョンで支援対象となっている作物が対象です。

※飼料作物及びWCS用稲は、経営所得安定対策等実施要綱に定める戦略作物助成の要件を満たすものが対象となります。

※6月30日までに提出された営農計画書をもとに地域農業再生協議会が対象者を確認し、申請書を送付する予定です。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

交付対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者(規模要件はありません)
支払方法	生産量と品質に応じて交付する「数量払い」を基本としています。 当年産の作付面積に応じて交付する「面積払い」は「数量払い」の先払いとして支払われます。
交付対象作物	麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね ※ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外
交付単価	数量払い 課税・免税事業者向け及び品質区分に応じた単価が設定されています 面積払い 20,000円/10a (そばは13,000円/10a)
必要書類	播種前契約書又は自家加工販売計画書(様式第9-2号)などの需要に応じて生産されていることがわかる書類(6/30までに提出) ※免税事業者向け単価を申請する方は、令和4年分の確定申告書等の提出が必要です。(6/30までに提出)

(3) 収入減少緩和交付金(ナラシ対策)【収入保険加入者はナラシ対策に加入できません】

交付対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者(規模要件はありません)
交付対象作物	主食用米、麦、大豆 ※ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外
加入要件	対策加入者はあらかじめ一定額を積み立てることが必要です。 米を生産する場合、出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)の提出が必要です
補填額	当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外される水田について

水田活用の直接支払交付金の対象となっている水田のうち、以下の水田は将来的に交付対象水田から除外されることとなりますのでご注意ください。

①3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

令和3年度に水田活用の直接支払交付金を申請し、令和3年~令和5年の3年間作付なし(調整水田、自己保全管理等)の場合、**令和6年度も作付けがなければ、当該農地は令和6年度以降は交付対象水田から除外されます。**

今年度作付け(自家利用でも可)がなければ交付対象水田から除外されてしまう水田は、「営農計画書」の右端の「備考欄」に「※下記注意欄参照」と記載されています。

ただし、

- ・人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地として位置付けられたもの
- ・農地中間管理権が設定されたもの
- ・現在の利用形態を当面維持する必要があると中国四国農政局長が認めたもの

については、交付対象水田として維持できます。

②5年間で一度も水張りが行われていない農地

令和4年度から今後5年間で一度も水張りが行われていない農地は、**5年経過後、交付対象水田から除外されます。**

また、水張りは水稲作付けにより確認することを基本としますが、**以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなすことができます。**

- ・湛水管理を1ヶ月以上行う
- ・連作障害による収量低下が発生していない

5年に1回の水張に係る湛水管理の確認について

水田活用の直接支払交付金におけるいわゆる「5年水張ルール」について、令和5年度からルール具体化が図られ、水稲作付ができない場合に「1ヶ月以上の湛水管理」と「連作障害による収量低下が発生していない」という2つの要件を満たせば水張を行ったとみなすことができるようになりました。

この2つの要件のうち、「1ヶ月以上の湛水管理」については現地確認が必要となるため当協議会では以下のような対応を行いますので、湛水管理を実施される方は内容をよくご確認の上、実施してください。

【対象農地】

令和4年度以降に水田活用の直接支払交付金の支払いを受けた交付対象水田で、今後水稲の作付が困難な農地

【手続き方法】

・提出書類

「水田活用の直接支払交付金にかかる湛水管理実施届出書兼記録簿」

・提出期限

湛水管理開始日の2週間前まで

・提出先

岡山市地域農業再生協議会事務局(岡山市農林水産課、各区役所農林水産振興課、各支所産業建設課)

【手続き方法】

・届出のあった農地について協議会が1ヶ月以上空けて2回現地確認を行いますので、湛水管理は必ず1ヶ月以上行ってください。

・湛水管理は水稲作付けと同程度の水深で行ってください。れんこんなど水深が深いものは湛水管理を行ったとみなすことはできません。

・「水田活用の直接支払交付金にかかる湛水管理実施届出書兼記録簿」は岡山市農林水産課、各区役所農林水産振興課、各支所産業建設課で受け取るか、岡山市HPからダウンロードしてください。

<岡山市HP>



【注意事項】

・湛水管理による水張の確認はあくまでも水稲作付けが出来ない場合の例外規定です。
水稲作付けが出来る水田は水稲の作付けを行ってください。

・水張を行ったとみなすためには「1ヶ月以上の湛水管理」と「連作障害が発生していないことの確認」が必要です。連作障害発生の有無の確認方法は具体的に定まっていますが、過去5年のほ場ごとの収量により確認することとなりますので、ご自身で管理台帳等を作成しておいてください。

水田活用の直接支払交付金に係る必要書類一覧

助成名	対象作物名	必要書類
戦略作物助成	麦・大豆	播種前契約書又は販売計画書、販売伝票の写し
	飼料作物	利用供給協定書(自家利用計画書)、 作業日誌、販売伝票の写し
	加工用米	加工用米取組計画認定申請書
	WCS用稲 飼料用米 米粉用米	新規需要米取組計画書
産地交付金 (追加配分枠)	そば・なたね	播種前契約書(自家加工販売計画書)、 販売伝票の写し
	新市場開拓用米	新規需要米取組計画書
	地力増進作物	作業日誌、種子購入伝票の写し
産地交付金 (地域設定)	野菜・花き類	販売伝票の写し
	果樹類	作業日誌、販売伝票の写し
産地交付金 (県設定)	耕畜連携(わら利用)	利用供給協定書(自家利用計画書)、 作業日誌、販売伝票の写し
	耕畜連携(水田放牧)	利用供給協定書(自家利用計画書)、 作業日誌
	耕畜連携(資源循環)	利用供給協定書、作業日誌、 堆肥の散布量が明確に確認できる資料

※水田活用の直接支払交付金を受けるためには上記書類の提出が必要となります。提出が必要な書類を事前に確認の上、ご準備いただき、必ずご自身で提出いただきますようお願いいたします。

※交付金の交付に関する書類は、交付申請を行った翌年度から5年間、ご自身で保存しておく必要があります。

